

南魚沼市監査委員告示第2号

監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和4年7月25日

南魚沼市監査委員 片桐 真司

南魚沼市監査委員 関 常 幸

南魚監第 49-2号
令和4年7月25日

南魚沼市長 林 茂男 様
南魚沼市議会議長 塩谷 寿雄 様
南魚沼市教育長 岡村 秀康 様

南魚沼市監査委員 片桐 真司
南魚沼市監査委員 関 常幸

定期監査及び行政監査の結果に関する報告について（その2）（提出）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 基準に準拠している旨

監査委員は、南魚沼市監査基準（令和2年2月12日監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

令和3年度における財務事務の執行状況及び学校の管理・運営状況全般

3 監査の実施期間及び対象箇所

令和4年5月17日から令和4年6月21日まで

実施日	監査対象
令和4年6月2日	蕨神小学校
6月3日	六日町中学校
6月21日	浦佐小学校 大崎小学校

4 監査の方法

各学校に赴き、あらかじめ提出を受けた監査資料に基づき学校長等から説明を受け、その後質疑応答を行った。また校内を巡回し施設の管理状況を確認するとともに、関係諸帳簿及び書類の抽出による方法で監査を実施した。

5 監査の主眼

今回は、以下の点を主眼に監査を実施した。

- (1) 予算の執行は計画的、効率的に行われているか。
- (2) 学校管理は適正に行われているか。
- (3) 学校運営は適正に行われているか。

6 監査の結果

予算の執行及び事務処理等はおおむね適正に行われており、施設等の管理についてもおおむね適切に実施されているものと認められた。

監査委員としての所感は以下のとおりである。

(1) 学校の運営状況

各学校とも教育目標・重点目標を掲げ、その実現に向けた具体的な取組みをグランドデザインの中に打ち出し実行している。学力向上につながる家庭学習や読書習慣の定着、スマートフォン・タブレット等の使用制限に関する児童・家族への啓発等、多くの課題に取り組んでいる。わかる、できる楽しさを感じ主体的に学習に取り組めるようになることを目的として、個々の成長、理解に応じたきめ細かな指導を行うべく各校とも授業改善の推進に取り組んでいる。

浦佐小学校では新型コロナウイルスに関連し登校できない生徒に対し、タブレットを使用したオンライン授業を行った。一人1台のタブレットが導入され、授業での活用を進めているところであるが、家庭への持ち帰りや教職員への支援体制など、引き続き体制整備の充実を図っていただきたい。

(2) 安全管理

各学校とも施設面での問題は少なからず抱えているが、教育委員会と連携し、優先順位をつけて、危険箇所の解消に取り組んでいた。

理科室や保健室における薬品・毒物及び劇物の保管状況について説明を受け、理科室については実地確認を行った。いずれの学校も鍵のかかる保管庫に保管するなど適正に管理されていた。在庫管理については、厳重な管理をお願いしたい。

(3) その他

新型コロナウイルス感染症対策として、児童への手洗い・うがい・マスクの着用などの指導は徹底されており、学校施設の除菌等については、昨年度に引き続き専門の人員配置がなされている。国から詳細な対応マニュアルが示されており、学校運営、休校の判断等、それに沿う形できちんと対応がなされている。保護者からの連絡体制も整っていて、迅速な対応にご協力いただいている。引き続き児童・生徒の健康と健全な学校運営のために尽力願いたい。